

第 26 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 9 月 5 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16 日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17 辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18 高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治	
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫	

欠席委員（1名）

15	高木 正美		

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 5 2 7 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 5 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 6 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項
について

議長

ただいまから、第26回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、3番 棚橋委員、17番 辻元委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第527号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第527号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用許可を受けましたが、隣接地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1ページをお願いします。

1番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、9筆合わせて、18,329㎡のうち、15,519㎡でございました。

2から3ページをお願いします。

事業計画変更後明細をご覧ください。

内訳としましては、事業計画変更後明細の内、上段部分（真ん中の所在中の⑦まで）が、当初計画明細から引き続き、賃貸借権によります、田、9筆合わせて、18,329㎡のうち、15,519㎡について、砂利採取の目的として、筆によって貸借期間が違うものの、令和2年10月1日から令和5年3月31日まで一時転用されるものでございます。

下段部分（真ん中の所在中の⑧以降）が、賃貸借権によります、田、6筆合わせて、14,272㎡のうち、12,259㎡につきまして、

新たに砂利採取を目的として、令和4年9月16日から令和5年9月15日まで一時転用されるものでございます。

この結果、3ページにございますように、最終事業計画としまして、砂利採取の目的で、田、15筆合わせて、32,601㎡のうち、27,778㎡に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第528号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第528号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

3ページをお願いします。

1番、所有権移転によります、畑、1,389㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹（梅等）の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第529号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第529号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、2から3ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、6筆合わせて14,272㎡のうち、12,259㎡で、砂利採取でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和4年9月16日から令和5年9月15日まででございます。

4ページをお願いします。

2番、使用貸借権によります、田、335㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第26号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第26号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報

告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、823㎡で、学習塾でございます。

2番、田、畑、2筆合わせて、383㎡で、一般個人住宅（倉庫）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、12件申請されています。

3番、所有権移転によります、田、1,402㎡で、宅地分譲でございます。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,643㎡で、繊維製造業資材置場でございます。

5ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、田、87㎡で、貸駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,076㎡で、サービス付き高齢者住宅でございます。

7番、所有権移転によります、畑、208㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、360㎡で、建売住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、453㎡で、電気工事業駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、田、300㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、490㎡で、木材加工業資材置場でございます。

12番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、318㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、726㎡で、共同住宅でございます。

6ページをお願いします。

14番、使用貸借権によります、田、30㎡で、一般個人住宅（倉庫）でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくことになります。

15番、田、873㎡で、共同住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願が申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

16番、田、現況：畑、7筆合わせて、8,957㎡でございます。

17番、田、3筆合わせて、1,444㎡でございます。

18番、田、2筆合わせて、7,112㎡でございます。

19番、田、3筆合わせて、4,567㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、22件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の

許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

20番、田、119㎡でございます。

21番、田、392㎡でございます。

22番、田、5筆合わせて、1,559㎡でございます。

23番、田、畑、4筆合わせて、5,094㎡でございます。

24番、田、畑、9筆合わせて、4,924㎡でございます。

25番、田、213㎡でございます。

26番、宅地(現況:畑)、232.64㎡でございます。

8ページをお願いします。

27番、田、7筆合わせて、8,052㎡でございます。

28番、田、4筆合わせて、3,054㎡でございます。

29番、田、1,049㎡でございます。

30番、田、3筆合わせて、1,916㎡でございます。

31番、田、273㎡でございます。

32番、田、4筆合わせて、1,446㎡でございます。

33番、畑、3筆合わせて、703㎡でございます。

34番、田、816㎡でございます。

9ページをお願いします。

35番、畑、田、8筆合わせて、8,360㎡でございます。

36番、田、991㎡でございます。

37番、田、畑、8筆合わせて、5,744㎡でございます。

38番、田、2筆合わせて、1,423㎡でございます。

39番、田、3筆合わせて、744㎡でございます。

10ページをお願いします。

40番、田、2筆合わせて、2,581㎡でございます。

41番、田、597㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

 ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

 これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。
 次回の開催日は、10月5日（水）午後2時となっておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもご苦勞さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年9月5日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

棚橋新一

棚橋

議事録署名者

辻元政博

辻元

